

福知山市監査委員告示第11号

令和5年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和6年2月19日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>賃貸借契約に関する書類の取扱いが適切でないものが見受けられた。適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>2 歳入について</p> <p>歳入徴収簿の記載において、誤記されているものが複数見受けられた。歳入徴収簿の適切な管理に努められたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>指摘を受け直ちに対処した。</p> <p>今後は、職員相互で処理された事務の点検確認を行うこととした。</p> <p>2 歳入について</p> <p>指摘箇所について、直ちに修正した。</p> <p>課内でルールを確認し、適正に事務執行することを徹底した。</p>

建設交通部 道路河川課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>物品購入において、小額の発注に分割することにより、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものが見受けられた。適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>2 歳入について</p> <p>道路占用料の収入金において、納期限が財務規則の規定と整合していないなど、適正な収入事務となっていないものが見受けられた。収入事務の適正化に努められたい。</p> <p>3 その他について</p> <p>所管団体の通帳、印鑑等の管理において、適切な保管方法となっていないものが見受けられた。保管方法を見直されたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>財務規則に基づき適正に事務を執行できるよう、年間を通じて一定量の購入が見込まれる消耗品については、過去の購入実績をもとに単価契約を締結することとした。</p> <p>2 歳入について</p> <p>道路占用料に関する請求及び収入事務に要する期間を検討した結果に基づき、道路占用料条例に規定する納期限の厳守に関する条文について時期を明確化するための規則を新たに設けることとした。</p> <p>3 その他について</p> <p>通帳を施錠できるキャビネットに、印鑑を施錠できる課長の机にそれぞれ保管し、課長の確認がなければ会計の支出ができないよう保管方法を見直した。</p>

建設交通部 建築住宅課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>歳入徴収簿の記載や調定の管理において、適切でないものが見受けられた。収入事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>適切な徴収事務となるよう記載内容の是正をした上で、今後は、チェック体制を見直し、毎月末に各帳票と突合等を行うこととした。</p>

建設交通部 用地課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>法定外公共物占用料の収入金において、納期限が財務規則の規定と整合していないなど、適正な収入事務となっていないものが見受けられた。収入事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>適切な事務執行を行うよう関係職員に周知を行うとともに、法定外公共物占用料としての納期限を定める規則改正を行うなど事務の適正化を図った。</p>

財務部 資産活用課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>賃貸借契約書において、文書の取扱いが適切でないものがあった。適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>適正な文書管理、取扱いの重要性を課内で再確認した。また、契約相手方の住所変更等の適正な事務手続きを図るため、変更届様式を定めるとともにマニュアル化し課内で周知徹底した。</p>